

小型船舶に対する 安全キャンペーン

～小型船舶の安全確保に向けて～



船主への啓蒙活動①

我が国周辺では、毎年2千隻前後の船舶事故が発生し、その7割以上が小型船舶によるものとなっています。沖縄総合事務局管内における令和2年の船舶事故は63件発生し、うち小型船舶（フレジャーボート、漁船及び遊漁船）が全体の8割強以上を占め、依然として事故の割合が高く、特にゴールデンウィーク前から初秋にかけての事故が多発しているため、4月26日から8月31日までの間、とりわけ5月中旬までを集中実施期間として、第十管区海上保安本部、日本小型船舶検査機構沖縄支部などの協力を得て、漁協などの職員に対し関係者への指導や周知を依頼しています。また、小型船舶操縦者などに対し、漁港・マリ-



船主への啓蒙活動②



船検切れの確認



漁協への周知依頼

ナなどでリーフレットを配布のうえ安全確保の周知啓発活動を行っています。

お問合せ先
運輸部 船舶船員課

☎098-866-1838

☆発航前検査の確実な実施や小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
☆船舶検査の適切な受検の確認や案内
☆海岸から12海里を超えない水域のみで操業する小型漁船であったとしても、漁業以外の目的（遊漁など）に使用する場合、12海里以内でも船舶検査が必要であること
☆小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認や案内

☆平成30年2月1日から、原則すべての乗船者にライフジャケットの着用を義務化



【パトロール活動の主な内容】